

# 第179回 石川県都市計画審議会

令和8年2月18日(水) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第179回石川県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、事務局を代表いたしまして、本田土木部長からご挨拶申し上げます。

◎本田部長 : 皆様、おはようございます。本日はご多忙の中、石川県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より本県の都市計画行政の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨で甚大な被害を受けた各市町におきましては、「復興まちづくり計画」が策定され、地域の暮らしや都市機能の再建に向けた施策が進められておるところでございます。県といたしましては、人口減少や少子高齢化を踏まえ、地域の魅力を活かしたまちづくりや災害に強いまちづくりを支援しているところです。こうした取組を進めるにあたり、本審議会は、土地利用と道路・公園などの都市施設を一体的にとらえ、将来のまちづくりに反映させていく上で、極めて重要な役割を担っております。

本日の審議会では、白山市内の産業廃棄物処理施設に関する案件について、委員皆様のそれぞれのご専門的な立場からご検討をお願いしたいと考えております。委員の皆様からいただいたご意見を今後の取組に活かしてまいりますので、何卒、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第、A4の1枚紙になります。第179回石川県都市計画審議会報告及び議案書、A4の冊子になります。石川県都市計画審議会条例、運営要領、A4の2枚綴じになります。報告事項資料、都市計画決定案件一覧(市町決定)、A4の1枚紙になります。座席表、A4の1枚紙になります。これらをお配りしております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

また、本日は、タブレットをご用意しております。タブレットには、後ほど、ご審議いただく議案の説明用資料が入っておりますので、お手元の議案書と併せてご覧ください。タブレットの使用方法についてご説明いたします。画面を指で下から上に動かしますとページが進みます。逆に、上から下に動かしますとページが戻ります。2本指で画面に触れたまま広げると拡大、狭めると縮小することができます。タブレットの操作方法について、ご不明な点がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは早速、議事次第に沿って進めてまいります。

議事次第2、委員交代の報告についてでございます。議案書の1ページをご覧ください。今回、第1号委員の学識経験者につきまして、昨年9月までの4年間の任期満了による改選に伴い、新たに4名の方にご就任いただきました。福祉・介護分野として、石川県介護福祉士会会長の一島昌子様にご就任いただきました。一島様におかれましては、本日、ご都合により欠席でございます。農業分野として、JA石川県女性組織協議会副会長の太田千鶴様にご就任いただきました。建築・バリアフリーの分野として、石川県建築士会女性委員会相談役の坂上ゆかり様にご就任いただきました。公衆衛生の分野として、石川県医師会副会長の轟千栄子様にご就任いただきました。轟様におかれましては、本日、ご都合により欠席でございます。関係行政機関の委員として、北陸農政局長の植野栄治様にご就任いただきました。市町村の長を代表する委員として、石川県町長会会長の前哲雄様にご就任いただきました。県議会議員の委員として、石川県議会議員の宮下正博様にご就任いただきました。次に、2ページをお開きください。市町村の議会の議長を代表する委員として、石川県市議会議長会会長の前誠一様に、石川県町村議会議長会会長の福田晃悦様にご就任いただきました。前様と福田様におかれましては、本日、ご都合により欠席でございます。臨時委員につきましては、北陸財務局長の原井英一様、近畿中部防衛局長の丸山幹夫様、石川県警察本部長の田中靖之様にご就任いただきました。専門委員には、石川県介護福祉士会会長の一島昌子様にご就任いただきました。委員の変更についてのご報告は、以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員20名中、代理出席の3名を含め、14名の委員の方々にご出席いただいております。

ここで、本審議会の会長についてですが、任期満了に伴い、石川県都市計画審議会条例第4条第1項により、学識経験者の中から会長を選出することとされておりますが、引き続き、金沢大学名誉教授の川上光彦委員にお願いしたいと思っております。委員の皆様よろしいでしょうか。

ご異議も無いようですので、川上委員に会長をお願いしたいと思っております。それでは、ここからの議事進行につきまして、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： それでは、引き続き都市計画審議会の会長を務めさせていただきます。本日は委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、議案審議に入ります前に、石川県都市計画審議会条例の第4条第3項の規定により、会長代理を置くこととなっております、会長があらかじめ指名することとなっております。そこで、前回の任期においても会長代理を務めてこられた、高山委員に引き続き会長代理をお願いしたいと存じます。高山委員、よろしいでしょうか。

◆高山委員： はい、わかりました。

◆川上会長： よろしくお願ひします。それでは、審議に移りたいと存じます。お手元の議事次第にそつて議事を進めさせていただきます。先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員20名中、14名の出席をいただひていますので半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は池本委員と中村委員にお願ひします。

それでは議事に入りたいと思ひます。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願ひいたします。

◎事務局： それでは、前回、令和7年3月26日に実施された第178回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。

前回、承認する旨答申のありました、議第1622号 金沢都市計画区域の変更については令和7年5月27日に県公告がなされたことをご報告いたします。また、議第1623号 金沢都市計画区域区分の変更について及び議第1624号 金沢都市計画臨港地区の変更については令和7年5月27日に、議第1625号 七尾都市計画臨港地区の変更について及び議第1626号 金沢都市計画道路の変更については令和7年4月4日に、都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。

以上で、前回の審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、議案書の4ページにありますように1件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思ひます。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案、議第1627号 白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の位置についての1件を上程しますので、事務局より説明をお願ひします。

◎事務局： それでは、議第1627号 白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の位置についてご説明いたします。議案書は5ページ及び6ページになります。正面のスクリーンでご説明いたします。お手元のタブレットには、正面のスクリーンと同じものを用意しておりますのでご利用ください。

では、2ページ目をご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置につきましては、建築基準法第51条のただし書きの規定により、都市計画区域内における産業廃棄物の処理施設などの特殊建築物は、その敷地の位置について、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認めた上で、白山市などの特定行政庁が許可した場合に、新築・増築できるとされております。

なお、騒音・振動等の生活環境上の支障の有無等につきましては、産業廃棄物処理法に基づいて、別途、環境部局において審議を行つております。

3ページ目をご覧ください。都市計画上の判断についての考え方としては大きく3点ございます。一つ目は土地利用計画との整合です。市街化区域においては工業系の用途地域が望ましいなどです。二つ目は搬出入路の確保です。主な搬出入のための道路が整備されているかなどです。三つ目としては敷地周辺

の修景等、緑地の保全又は整備を行うことが望ましいなどです。このように都市計画運用指針において示されております。

4 ページ目をご覧ください。今回申請のありました白山市旭丘三丁目の株式会社やまと商事については、平成25年4月に建築基準法第51条のただし書きの許可を行っておりますが、今回、処理能力を拡充する計画があることから、本審議会に付議するものであります。対象施設の位置です。緑色の線が北陸自動車道、そして白山インターがございます。こちらが金沢外環状道路海側幹線になります。そして加賀海浜産業道路があります。赤線で囲った箇所が、今回の対象施設となっております。

5 ページ目をご覧ください。それでは、立地状況についてご説明いたします。赤線で囲った箇所が今回の申請区域となっております。申請者は、株式会社やまと商事、位置は、白山市旭丘三丁目27番1外4筆になります。面積は、約1.5ha、申請区域は、北陸自動車道、金沢外環状道路海側幹線、加賀海浜産業道路などの幹線道路に近接し、白山インターチェンジへ車で約5分と、交通利便性の高い場所です。図面上のオレンジ色で示しております旭工業団地の中に立地しております。用途地域は工業専用地域に指定され、周辺一帯が工業系の土地利用となっております。

6 ページ目をご覧ください。次に、やまと商事で現在取り扱っている産業廃棄物の種類と変更点についてご説明いたします。株式会社やまと商事は、昭和51年創業で、主に金属を取り扱う金属スクラップ業として事業を開始しました。その後、産業廃棄物の中間処理およびリサイクル事業へと拡大してまいりました。現在は、主に、廃プラスチック、木くず、がれき類、金属くず等の破碎処理を行っております。今回の変更点といたしましては、二つございます。

一つ目は、破碎施設の新設でございます。これまで、業務用冷蔵庫などのプラスチックや金属が一体化し、容易に分解できない廃棄物については、現在の設備では対応できない状況にありました。今回、新たに大型の破碎施設を導入し、複合素材を含む大型の廃棄物の処理を可能とするものでございます。

二つ目は、既存施設の稼働時間を、これまでの午前8時から午後6時の10時間を、午前6時から午後10時の16時間に延長するものでございます。やまと商事では、能登半島地震の発災後、県からの要請を受け、災害廃棄物の受入れを行っていましたが、通常受け入れている産業廃棄物も重なり、稼働時間内に処理しきれず、翌日以降に持ち越すケースが発生してまいりました。今回、同様の事態が発生した際にも、可能な限り当日中に処理を完結できるよう、体制を整備することを目的として、稼働時間の延長を行うものでございます。

7 ページ目をご覧ください。産業廃棄物処理施設は、処理能力が一定規模を超える場合、生活環境に与える影響が大きいことから、許可が必要となります。例えば、汚泥の乾燥は悪臭の発生、廃油処理は水質の悪化、廃プラスチック類やがれき類の破碎は騒音の発生など、周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、これらの処理を行う施設には許可が必要となっております。さらに、増築等に伴い、既存の処理能力の1.5倍を超える場合も許可が必要となります。

8 ページ目をご覧ください。当施設は、平成25年に、基準値である廃プラ

スチック6 t、木くず、がれき類100 tを超える処理能力となったため、建築基準法第51条ただし書きの許可を受けております。今回、新たに破砕施設の新設および稼働時間の延長に伴い、処理能力が当初許可時点の1.5倍を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となるものです。

9ページ目をご覧ください。それでは、具体的に施設の状況と新たに導入される破砕施設についてご説明いたします。敷地中央部に事務所、そして北側に処理施設、南側に駐車場がございます。既存の処理施設は、圧縮施設が2基、破砕施設が2基設置されており、今回、新たに駐車場の一部に破砕施設を1基増設する計画となっております。写真1は西側の道路からの写真となっております。道路の左手に倉部川が流れており、右手に倉庫、駐車場がございます。写真2は北側の都市計画道路旭工業団地線からの写真となっております。こちらは道路に面して既存の圧縮施設上屋がございます。写真3は南側駐車場の写真となっております。やまと商事のトラックおよび従業員用の駐車場となっております。

10ページ目をご覧ください。次に、各施設についてご説明いたします。まず、圧縮施設とは廃棄物を圧縮して体積を減らすことで、運搬・保管・リサイクルを容易にするための中間処理施設で、敷地内に2つございます。今回の申請では、圧縮施設2の稼働時間を10時間から16時間に延長することで、処理能力を1.6倍に拡大する計画となっております。

11ページ目をご覧ください。次に、破砕施設は、廃棄物を小さく砕いたり切断したりする設備を備えた中間処理施設で、敷地内に2つございます。今回の申請では、破砕施設1の稼働時間を10時間から16時間に延長することで、処理能力を1.6倍に拡大する計画となっております。

12ページ目をご覧ください。次に、新設する破砕施設3についてご説明いたします。今回の計画では、駐車場の一部である敷地西側に、鉄骨造1階建て、延床面積約980㎡の建物を新築します。

13ページ目をご覧ください。建物内の設備の配置図です。こちらが平面図、こちらが立面図となっております。建物内中央部にピンク色で示しておりますところが新たに設置される縦型の破砕機です。振動・騒音の対策として、破砕機の周辺には二重の防音壁を設置しております。次に、処理の流れをご説明いたします。まず、当施設で処理される廃棄物は、建物内に搬入され、西側の貯留ヤードに保管されます。その後、コンベヤによって運ばれた廃棄物が、上部のホッパーから投入され、機械内部で高速回転する部品によって細かく破砕される仕組みとなっております。破砕機から排出されたあとは、素材ごとに選別され、建物東側の貯留ヤードにて保管、搬出されます。この破砕機の導入により、プラスチックや金属などが一体化して容易に分解できない廃棄物を、小さく破砕し、素材ごとの回収が可能となります。

14ページ目をご覧ください。それでは、先ほど冒頭でもご説明いたしましたが、都市計画上の支障の有無について、大きく三つの観点から判断することになります。その三つの観点について、これからご説明させていただきます。

15 ページ目をご覧ください。まず、土地利用計画との整合についてです。用途地域は工業専用地域に指定されており、旭工業団地内に立地しています。隣接地も工業系の土地利用であり、最も近い集落である一塚町までの距離は約330mあります。以上のことから、土地利用計画上、特段の支障はないものと判断しております。

次に、搬出入路の確保についてご説明いたします。加賀方面からは加賀海浜産業道路を経由し、工業団地内の道路を通過して申請区域へアクセスします。金沢方面からは、国道8号線や金沢外環状道路海側幹線を経て、工業団地内の道路を通過して申請区域へアクセスします。

16 ページ目をご覧ください。拡大図となっております。廃棄物の持ち込みについては、都市計画道路旭工業団地線を通ってきた車両が、東側の区画道路へ進入し、出入口1および2により敷地内へ搬入することになります。

17 ページ目をご覧ください。こちらが都市計画道路旭工業団地線の現況写真です。車道幅員は約16mあり、両側に歩道があります。搬出入の車両は、この旭工業団地線を通り、東側の区画道路へ進入します。

18 ページ目をご覧ください。こちらは東側の区画道路の写真です。幅員約9m、既存の破砕施設で処理される廃棄物は、出入口1を利用します。新設の破砕施設3で処理される廃棄物は、出入口2を利用します。

19 ページ目をご覧ください。次に、緑化計画についてご説明いたします。緑化については、既存のものは保全し、拡張部は申請区域の南側、敷地境界に面して新たに設けることとしております。

20 ページ目をご覧ください。続いて、関係機関への説明及び調整状況についてご説明いたします。周辺関係者としまして、旭丘団地協同組合に対し説明を行っており、理解を得られております。また、県資源循環推進課の事前審査が終了しており、周辺環境への影響については、騒音・振動を測定したところ、影響ないレベルであると評価されております。さらに、白山市の都市計画審議会においても、都市計画上の観点から支障はないとの意見をいただいております。以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないものと判断しております。説明は以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

◆高山委員： 二点お尋ねしたいと思います。一点目は、1日で処理できる最大の処理能力を1.6倍までに増やすということで、10時間稼働していたものを16時間に延長したいということ。そうすると、実際受け入れの最大が、現状では平成25年度、8ページでは540tとなっているが、今回は1,600t以上ということですから3倍以上になる。そうすると、1日処理できる量が足りない。時間で1.6倍の処理能力を伸ばしても受け入れが3倍だと処理できなくなるが、その点はどうするのかというのが一点目の質問です。もう一点目は、今回新たに機械を設置する場所、元々は駐車場であったところを新設して、新たな機械を入れるということですが、駐車需要をどうするのか。駐車場であつ

たところを潰してしまえば、新たに駐車場が必要になるはずですが、その駐車場はどこで確保するのか。この二点についてお尋ねします。

◆川上会長： はい、お願いします。

◎事務局： まず一点目の処理能力が3倍に増えたことについて、1日の処理能力を最大で稼働してもこの総量にとどかないのではないかとということでしょうか。

◆高山委員： はい。

◎事務局： この処理能力というのは、全ての施設を稼働し続けて使った場合に、この数字になるということになっておりまして、今回、新しいものも含めて5つ機械がございまして、全てを1日稼働した場合にこの数字になります。

◆川上会長： 高山委員が言われたのは、この数値の計算上3倍になってるのに、1.5倍以上という説明が少し整合しないのではないかとということだと思います。

◎事務局： 元の許可から1.5倍を超えると、新たに許可が必要となりますという基準になっており、実際この施設につきましては3倍以上の増加になっております。

◆川上会長： 1.5倍以上だと許可が要る。

◆高山委員： そこは理解しています。ただし、実際に処理できる能力が10時間から16時間に増やしても1.6倍にしかならないのに、3倍の受け入れをしてしまったら処理できないのではないかとという質問です。

◎事務局： 数字上は最大で稼働させる場合にはそういう事象に至るということは事実だと思われまます。事業所からの聞き取りによりまますと、常時であれば最大で稼働するわけではなく、大体8時間ぐらいの日中の運転で済むと。ただし、地震のがれき等の産業処理の場合においては、最大で稼働させることを想定し、今回、処理を増強したと。受け入れるものについて処理能力を超えているのではないかとということですが、そういったピーク時の対応については、敷地内での一部保管するところがございます。そういったところに保管した上で、これを最大に処理して、一時、ストックする場所がございますので、ストックをした上で処理を行って、落ち着いてきた頃には16時間から8時間に戻すという運用の仕方でございます。

1,614tという処理能力は、各施設を1日中稼働したときの処理能力を合計した数字になっており、計算上、各施設を最大で使えば3倍の処理能力にはなります。1.6倍とご説明したのは破砕施設1と破砕施設2の処理時間が10時間から16時間伸びましたので、その2つの施設については1.6倍ですが、新しく破砕施設3というものが加わりますので、それらを全部足し合わ

せると1,614 tになります。

◆中村委員： 質問よろしいですか。そうすると、目一杯使ったときに新設する施設を入れれば16時間以内に収まる計算だということですか。

◎事務局： すべての施設が16時間稼働した場合に、1,614 tになります。

◆中村委員： わかりました。

◎事務局： ただし、そういった1日16時間を永続的に稼働するわけではなく、ピーク時の需要に対応するというのを想定してのものとなります。破碎施設3が結構大きいものですからその分の処理能力が加わっている形になっております。

◆高山委員： 今の説明で何となく理解はできましたが、時間を延長したことと、処理能力が3倍になったことの整合性がとれる説明をしてほしかったと思います。一点目はそうです。

◎事務局： 二点目に関しましては、処理施設を新設するために駐車場が一部なくなってしまうということですが、事業所の対応としましては、右上にございます黄色の部分、そちらで事業所が新たに駐車場を確保して、今停めている車をそちらの方に停めて、駐車の手当には対応するというところでございます。

◆高山委員： はい。わかりました。

◆川上会長： ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

◆池本委員： 処理能力が増えたときに、搬入車両も増えてくるとは思いますが、その搬入車両が中に収まって道路に停滞するようなことがないような対策はとられているのでしょうか。

◎事務局： 搬入車両につきましては、車両の大きさにもよりますが40台から70台ほど増えることとなっております。既存施設は、稼働時間が16時間に延びますが、通常は朝8時から5時までの営業となっております。元々の既存の施設の出入口1につきましては、これまでとほぼ変わらない運用になることとなっております。

◆池本委員： 新しい破碎施設を作るということは、今まで以上に受け入れをしないと事業者は元が取れないと思うので、受け入れ量を増やすと思います。震災対応というのは重要でいざというときには16時間稼働できるようにという話はよくわかるが、新しい施設を作ったということはこの施設の処理能力も増えて、受け入れを増やすと思います。

◎事務局 : こちらの敷地は大きく二つに分かれており、図面の上側は既存の処理施設、下側が新たに施設を設けて処理するエリアです。車の通行は基本的に上側と下側に分かれて運用するというございます。上側に関しては、8時間が16時間に機械が増強したときには、この中においても一定期間については車の搬出入について支障ないと聞いております。今回大きく増える施設がございまず下側に関しましては、先ほど駐車場を別敷地へ移すと申し上げましたが、そうした調整を踏まえ、搬出入車両については、出入口2から進入し、同じ出入口2から退出する動線としており、敷地内でダンプ等を回せるような交通計画となっております。

◆池本委員 : 適切に対応していただいているというわけですね。

◎事務局 : そうです。

◆池本委員 : ありがとうございます。

◆川上会長 : 他にご意見、ご質問ございませんか。

◆中村委員 : 今回、新たに設ける緑地の部分についてお伺いしたい。低木のツツジを植えられるということですが、植える位置は南側の緑色のラインのところの新設されるのですか。

◎事務局 : 具体にご説明させていただきますと、先ほど申し上げたとおり敷地の使い方は分かれています。上側につきましてはこれまで運用されていたものでございまず。下側は今回新しく施設を置くということで、隣は別の企業の駐車場になっており、隣地との境界部分に低木のツツジを配置します。

◆中村委員 : 道路と道路の間、全部ですね。

◎事務局 : 別の企業の駐車場になっているところでございまず。道路に面した部分においては、地区計画はないのですが、他の地区の地区計画をみならい、道路から3mセットバックした位置にフェンスを立てておりまして、その間を緑地として芝生を配置するというございます。

◆中村委員 : 芝生はもう既にできていて、南側の赤線部分のライン全体に、新たにツツジを配置される。そうすると、隣との関係では緑地があるけれども、道路から見える部分では、西側の道路に面した部分は既存の芝が少しあるが、それ以上は。

◎事務局 : そうですね。事実として西側は出入り等ありませんので、ここに一部既設の芝がございまず。新たにメインとなる東側にはきちんと芝を配置します。

◆中村委員： 緑地は道路側であれば、道路を通る人にも見えるので、もう少し広げたら良いのではないかと思います、質問させていただきました。

◎事務局： 幅としては3mと十分確保されており、見通しなどを考慮した結果だと思います。

◆中村委員： わかりました。ありがとうございます。

◆川上会長： 環境部局で審議されているとは思いますが、音の問題が大きいと思います。音の問題や近くの集落との関係など、少し補足説明いただけますか。

◎事務局： 音に関しては、今回の申請にあたって事業所側で騒音の推計値というものを計測していただいております。今回、施設が新たに配置されますので推計値ということでございます。敷地の東西南北の4点で推計を行っております。騒音としましては大きいもので57dB、振動についても51dBという値です。これをどう判断するかということでございますが、工業専用地域でございますので規制というものはなく、一般的な目標値が朝夕ごとにある中で、推計値が57dBと、境界部において目標値をクリアしている状況でございます。

周辺の集落については、330mほど離れたところ、工業団地の外のエリアになります。基本的には300m程度については地元の方々等ご説明も必要というエリアでございますが、それを超えており、工業団地に隣接している最寄りの集落についても、元々その騒音の発生が少ないという上で支障はないと判断しております。

◆川上委員： これまでも操業していた中で、騒音などの苦情、トラブルはなかったということですね。

◎事務局： 工業団地一帯として地元と調整を行っておりますので、単体ではなく工業団地として地元と騒音・振動について調整を図っている中で特段そういったご意見はないということです。

◆川上会長： はい、わかりました。他にご意見、ご質問ないでしょうか。それでは特にございませんので、本案はご承認いただいたものといたします。

次に、事務局の方から1件の報告事項がありますので説明をお願いします。

◎事務局： それでは、お手元の報告事項資料「都市計画決定案件一覧（市町決定）」をご覧ください。こちらは、前回178回審議会の令和7年3月26日以降に、市町において、決定告示された案件の一覧でございます。金沢都市計画用途地域の決定を始めとして、土地利用に関する案件が4件、都市施設に関する案件が3件、計7件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。それでは、特にご意見ないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。  
以上をもちまして、第179回石川県都市計画審議会を閉会といたします。  
皆様どうもありがとうございました。